

鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月22日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第25号

鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年鳥取市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項中「法第19条第1号又は第3号」を「同条第1号又は第3号」に改め、「含む。）」の次に「と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」を加える。

(鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鳥取市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。